

学業不振を理由とする休学に関する申合せ

(令和5年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、学業不振を理由とする者が、学則第29条第7号(卒業に要する最終学年を除く一学年の修得単位(第35条により認定された単位を除く。))が16単位未満の者に定める除籍を回避する目的から、学期末又は年度末に休学を願出する行為を防止するために制定する。

(休学の願出期限)

第2条 学業不振を理由とする学期中途の休学の願出期限は、次のとおりとする。

- (1) 前期は、6月末までとする。
- (2) 後期は、12月末までとする。

(雑則)

第3条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て、全学教務委員長が行う。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日に在籍する全学生に適用する。